

子ども教育課

☎ 932-1459 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線272)

平成27年度私立幼稚園就園奨励費について
～補助額を引き上げました～

須恵町では、幼稚園教育の充実を図るため、平成27年度に私立幼稚園に就園する幼児の保育料を補助します。希望される人は、それぞれの幼稚園で手続きしてください。
なお、平成27年度より、補助額を国の基準に引き上げました。新補助限度額は、町のホームページに掲載していますのでご覧ください。
▶対象 町内に在住（住民登録）で、私立幼稚園に通園している満3歳から満5歳（4月1日時点）までの幼児がいる世帯
▶申請方法 前年度に補助実績のある幼稚園には申請書類を配布しています。希望する人は、幼稚園より書類を受け取り、7月末までに幼稚園に提出してください。
幼稚園で書類を受け取ることができない人は、子ども教育課までご連絡ください。
▶補助額 町民税の課税状況および小学校3年生以下の兄・姉の状況によって決定します。補助限度額一覧表を、須恵町のホームページに掲載しています。
詳しくは、子ども教育課までお問い合わせください。
▶認定および支払 9月に認定結果を各私立幼稚園長宛てに通知します。10月と3月の年2回、各私立幼稚園を通してお支払いします。

地域振興課

☎ 932-1438 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線216)

スギ・ヒノキ林を長期間手入れ
できずお困りの森林所有者の人へ

福岡県では、荒廃した森林を再生し、健全な状態で次世代へ引き継ぐため、平成20年4月から「森林環境税」を導入しました。
須恵町では、この森林環境税を活用した「荒廃森林再生事業」に取り組み、間伐などの森林の整備を実施しています。
スギ・ヒノキ林を長期間手入れできず、お困りの森林所有者は、地域振興課までご相談ください。
▶対象となる森林 次の①・②の両方に該当する森林
①おおむね15年以上手入れがされていないスギ・ヒノキ林
②下層植生（下草等）や表土流出の状況から、荒廃したと判断される森林
▶整備内容 間伐、除伐など
▶実施主体 森林の調査や間伐などの工事は、町が委託した事業者が行います。（森林所有者の人が作業をする必要はありません。）
▶整備費用 町が全額負担します。（森林所有者の費用負担はありません。）
※事業を実施する際は、町と森林所有者が協定を締結する必要があります。

まちづくり課

☎ 932-1153 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線347)

平成27年 国勢調査が変わります！

国勢調査は、日本国内に住んでいるすべての人と世帯が対象となる調査です。
今回の調査は、パソコンやスマートフォンからインターネットを利用して回答ができます。
インターネットで回答をすると、調査票の記入・提出が必要ありません。
より便利で、簡単に回答できるオンライン調査をぜひご利用ください。

平成27年10月
1日に実施
します！

国勢調査 2015

健康福祉課

☎ 932-1493 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線127)

平成27年度第3回高齢者学級

水戸メンタルクリニック院長の平川清人先生を招いて、高齢者学級を開催します。
▶日時 7月17日（金）10時～
▶場所 アザレホール須恵
▶演題 「認知症の正しい理解」
▶対象者 町内にお住まいの65歳以上の高齢者

地域振興課

☎ 932-1438 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線216)

狩猟免許試験のご案内

平成27年度狩猟免許（網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟）試験を実施します。
新たに狩猟をしようとする人は、福岡県が実施する狩猟免許試験を受け、狩猟免許を取得後、狩猟しようとする年度に、福岡県に狩猟者登録をしなければなりません。
▶実施日 7月31日（金）
▶試験会場 福岡県福岡西総合庁舎（福岡市中央区赤坂1丁目8-8）
▶問合せ先 糟屋郡猟友会 須恵支部 ☎090-3016-9329（田中支部長）

住民課

☎ 932-1467 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線117)

平成27年度から国民健康保険税の課税限度額と保険税軽減範囲が変わりました

国民健康保険被保険者間の保険税負担の公平性を確保し、中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、平成27年度から、国民健康保険税条例の一部を改正しました。なお、平成27年度国民健康保険税納税通知書は6月中旬に発送しています。
①課税限度額の改正
国民健康保険税の課税限度額が以下のとおり変更になりました。

国民健康保険税課税限度額 ※介護分は40歳以上65歳未満の被保険者に課税されます。

	平成26年度 (改正前)	⇒	平成27年度 (改正後)	変更内容
基礎課税額（医療分）	51万円	⇒	52万円	1万円増
後期高齢者支援金等課税額（支援分）	16万円	⇒	17万円	1万円増
介護納付金課税額（介護分）	14万円	⇒	16万円	2万円増
計	81万円	⇒	85万円	4万円増

②保険税軽減範囲の改正
経済動向を踏まえ、低所得者の国民健康保険税の軽減措置を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得が引き上げられました。

	平成26年度（改正前）	⇒	平成27年度（改正後）
7割軽減	33万円以下	⇒	33万円以下（変更なし）
5割軽減	【33万円＋24.5万円×被保険者数】以下	⇒	【33万円＋26万円×被保険者数】以下
2割軽減	【33万円＋45万円×被保険者数】以下	⇒	【33万円＋47万円×被保険者数】以下

※軽減判定所得には、被保険者全員の所得に加えて、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含まれるなど、さまざまな取り決めがあります。

健康福祉課

☎ 932-1493 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線123)

手話で心の交流をしませんか

この講座は、手話を学び聴覚障がい者との交流を通して、手話奉仕員の養成を目的としています。
▶日時 平成27年10月9日（金）～平成28年10月予定 毎週金曜日 19時15分～20時45分（初回のみ18時45分開始）
▶対象者 18歳以上の須恵町在住・在勤の人（高校生は除く）
▶場所
・平成27年10月～平成28年3月 志免町総合福祉施設シーメイト（志免町大字志免451の1）
・平成28年4月～平成28年10月 宇美町健康福祉センターうみハピネス（宇美町貴船2の28の1）
▶受講料 3,240円（テキスト代）
▶定員 30人
▶申込方法 健康福祉課窓口に申込書を提出 ※申込書は、健康福祉課窓口に備え付けています。
▶申込締切 8月7日（金）